

(資料)

目次

【資料 1】 尚絅学院大学研究倫理綱領.....	2
【資料 2】 尚絅学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程.....	4
【資料 3】 院生室見取図.....	12
【資料 4】 尚絅学院大学エコキャンパス宣言	13
【資料 5】 尚絅学院大学組織運営規程.....	14
【資料 6】 大学の管理運営組織図.....	17
【資料 7】 尚絅学院大学学長副学長会議規程.....	18
【資料 8】 尚絅学院大学大学運営会議規程.....	19
【資料 9】 尚絅学院大学学系協議会規程	21
【資料 10】 尚絅学院大学常任委員会組織運営規程.....	22
【資料 11】 尚絅学院大学教授会規程	24
【資料 12】 尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程.....	26
【資料 13】 尚絅学院大学 FD・SD 委員会規程	29
【資料 14】 尚絅学院大学教育開発推進委員会規程.....	30

【資料1】 尚絅学院大学研究倫理綱領

2007 年 9 月 18 日 制定
2015 年 4 月 1 日 改正
2016 年 4 月 1 日 改訂

学 長

尚絅学院大学に所属または本学に関わる研究と教育に携わる者(以下「研究者」という)、研究者が行う研究と教育の事務的支援並びに不正防止に関わる管理を行う者(以下「支援・管理者」)及び本学に所属する学生が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応えるために遵守すべき研究倫理綱領をここに制定する。

○研究倫理の基本理念

学問は、社会の共有する知的財産であり、学問研究は、その知的財産を継承・発展させる創造的な行為である。研究者は、そのような創造的な行為を遂行するために、学問研究の自由と真理探究の権利を保障される。そのような権利のもとに、研究者は、自らの専門領域にかかわる知識や能力の向上に努める責任と義務を社会から負託されている。

学問研究は、研究者個人の私的な利益のためではなく、人類の平和的共存、社会の文化的発展、地球環境の保全など公益と福祉のために資するべきものである。そのために研究者は、学問的な良心に従って自らの研究を自律的に遂行すべきであり、権威に服従し圧力に屈して研究を歪めることがあってはならない。また、研究の成果は、社会に還元されなければならない。

研究者は、自らの研究を遂行するにあたっては、倫理的な判断と行動を常に心掛け、研究資金の不正使用や知的不正行為を犯すことがないように自らを律しなければならない。また、研究者は、共同の研究活動や教育の知的コミュニティにおいて、個人の人格と人権を尊重する公平・公正な立場を常に貫かなければならない。

支援・管理者は、上記の学問、学問研究の考え方を十分理解し、公平・公正な立場から研究者が研究を行うための支援に関わる見識と知識の向上に努めるとともに、研究者が不正行為を犯すことがないように適切な管理を行うことが求められる。

○研究者の倫理規範

1. 研究者の基本姿勢

研究者は、真理を真摯に探究し、専門的知識の拡大と深化、研究能力の向上にたえず努めなければならない。

2. 研究者の自律性

研究者は、学問的良心に従って研究を自律的に遂行すべきであり、不当な圧力によって研究成果を歪めることがあってはならない。

3. 研究者の社会的責任

研究者は、自らの専門的知識や能力を公益と福祉のために役立てる社会的責任を負っており、その成果を公表するなど社会に還元しなければならない。

4. 研究協力者への配慮

研究者は、研究協力者の人格と人権を尊重し、真摯な態度で接しなければならない。

5. 研究資金の適正な使用

研究者は、学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用してはならない。

6. 知的不正行為の防止

研究者は、研究・調査・実験データを一定期間記録保存して厳正に取り扱うとともに、必要に応じて開示しなければならない。また、それらのデータを捏造・改ざんしたり、他の研究者の成果を剽窃・盗用してはならない。

7. 研究・教育における差別の排除

研究者は、研究・教育活動において公平・公正を常に保ち、人種・性・宗教・思想・信条などの違いによって他者を差別してはならない。

8. 研究倫理教育の受講

研究者は、研究倫理規範を常に意識・実践するために、本学が実施する研究倫理教育を定期的に受講する義務を負う。

○支援・管理者の倫理規範

1. 支援・管理者の基本姿勢

支援・管理者は、研究者の研究が円滑に進むように事務的支援と不正防止に関わるための適切な管理に努めなければならない。

2. 研究に対する支援

支援・管理者は、研究者の研究に対する意欲・目的を十分に理解して、研究成果を上げるための事務的支援や相談に真摯に対応しなければならない。

3. 適正な研究資金運用の取組

支援・管理者は、研究者が学内外から交付される公的な研究資金を法令及び学内諸規程に従って適正に使用し、私的な利益のために不正に使用しないようにするために、不正防止計画の策定・実施により常に啓蒙を行うとともに不正防止に関わる適切な管理を行い、研究機関としての健全性を維持しなければならない。

○学生の倫理規範

1. 学生の基本姿勢

学生は、担当研究者の指導のもと、研究者の倫理規範で示した内容を理解するとともに、授業・研究にあたり、その内容を理解した行動をとらなければならない。

2. 研究倫理教育の受講

学生は、授業受講・研究を進めるにあたり、留意すべきことを学修するために、学生研究倫理教育を受講する義務を負う。

【資料2】尚絅学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程

(前文)

人間を研究あるいは調査の対象とする場合には、研究あるいは調査の対象となる研究・調査協力者(以下「協力者」という。)の人格及び身体の安全を保持する権利とプライバシーを守る権利が尊重されなければならない。協力者の不利益に対する配慮が研究・調査の学問的または社会的利益よりも常に優先されなければならない。協力者は、研究・調査の目的、方法及び当該研究・調査が協力者にもたらす可能性がある危険及び不利益について十分な説明を受け、理解した上で、いつでもその同意を撤回する自由を持ちつつ、本人の自由意志で研究・調査に協力することが保証されていなければならない。そして、あらゆる研究・調査は、学界のみならず、広く社会的にも容認される高い倫理性に基づいて行われなければならない。このことに鑑み、尚絅学院大学の構成員が行う人間を対象とする研究・調査の倫理性を確立するための規程を制定するものである。

(目的及び設置)

第1条 尚絅学院大学(以下「本学」という。)に、人間を対象とする研究・調査の倫理性について審査し、協力者の人権を守り、かつ、倫理上の指針及び承認を与えるため、人間対象研究・調査倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審査の基本原則)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項に留意し、倫理的及び社会的な観点から審査を行うことを基本原則とする。

- (1) 協力者の安全性の十分な確保に関する事項
- (2) 協力者のプライバシーを守る権利を含む人権の十分な尊重に関する事項
- (3) 協力者に対する研究・調査の目的、方法及び当該研究・調査がもたらす危険または不利益についての説明に関する事項
- (4) 協力者が前号の説明を理解した上での書面による同意、及び当該同意を自由に撤回する自由の保証に関する事項
- (5) 研究・調査の学問的または社会的な貢献よりも協力者に生じる不利益に対する配慮の優先に関する事項

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の基本原則に基づき、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 人間を対象とする研究・調査の実施計画の倫理に関する事項
- (2) 承認を受けた研究・調査責任者に対し、その研究・調査報告書に基づく倫理上の審査に関する事項

2 委員会は、研究・調査責任者に対し、承認した研究・調査の実施の際、倫理上の問題が生じ又はその恐れがある場合は、研究・調査計画の変更または中止を求め、事故が発生したときは、事故報告を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会は学長が諮問する人間を対象とする研究の倫理上の重要事項について審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる本学の教員7人で組織する。

- (1) 人文・社会科学領域における研究倫理に関して学識経験を有する者 若干名
- (2) 生命科学領域における研究倫理に関して学識経験を有する者 若干名
- (3) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、学長が任命し、その任期を2年とする。ただし、原則として連続2期を超えて在任することはできない。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(委嘱及び任期)

第5条 委員は、学長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長、副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員長は、学長の求めに応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員は、自己が関係する申請の審査の議決に参加することはできない。ただし、委員会の求めに応じて、会議に出席し説明することはできる。

4 委員会は、必要と認めたときは、研究・調査の責任者を当該研究・調査の審査を行う会議に出席させ、研究・調査について説明を求めることができる。

5 委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数決による。可否同数の場合は、委員長の決すところによる。ただし、委員長及び委員は、可能な限り全会一致で議決が行われるよう努めるものとする。

6 委員会が必要と認めたときは、本学以外の学識者を陪席させ、意見を求めることができる。

(審査申請書の提出)

第8条 本学の教員が人間を対象とする研究・調査を実施しようとするときは、その研究・調査責任者は、当該研究・調査に係る倫理上の審査について、別に定める様式(別紙様式1)により学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合には委員会に審査を付託する。

(審査結果及び通知)

第9条 審査の結果は、次の各号に掲げる表示による。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 委員長は、審査の結果を学長に報告しなければならない。

3 学長は委員会の意見を尊重し審査の結果その他研究・調査に関し必要な事項を決定し、別に定める様式(別紙様式2)により、研究・調査責任者に通知するものとする。

4 研究・調査責任者は、審査結果に異議があるときは、学長に対し別に定める様式(別紙様式3)により異議の根拠となる資料を添付して異議申し立てをすることができる。

5 異議申し立ては、第9条第3項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

6 学長は、前項の申し立てがあった場合には委員会に速やかに再審査を行わせ、委員会の意見を尊重し審査の結果その他研究・調査に関し必要な事項を決定し、研究・調査責任者に通知するものとする。

(研究・調査の検証)

第10条 学長は、必要に応じて研究・調査責任者から当該研究・調査について研究・調査報告書(別紙様式4)の提出を求めることができる。また、報告書の内容について疑義が生じた場合には委員会に調査を諮問することができる。

2 委員会は、学長から諮問があった場合、提出された報告書を調査し、結果を学長に報告するものとする。

3 学長は委員会の報告に基づき当該研究・調査に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

(審査資料の保管等)

第11条 審査資料は、教育研究支援課に保管する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が定める。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、教育研究支援課が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、2008年 9 月30日から施行する。

この規程は、2009年 1 月20日から施行する。

この規程は、2016年 7 月19日から施行する。

様式1

人間対象研究・調査倫理審査申請書

年 月 日提出

尚綱学院大学長

様

研究責任者

所 属

職 名

氏 名 _____ 印

下記の課題の実施計画について倫理審査を申請します。

課題名：

実施計画書

1 課題

2 研究・調査の概要（必要に応じ参考資料を送付すること。）

目的：

対象：

実施計画：

3 研究・調査の実施場所

4 実施に際しての倫理的配慮について

4-1 研究・調査の対象とする個人の人権への対策

4-2 研究・調査協力者に理解を求め同意を得る方法（下記の該当項目を○）

協力者各人に書面／口頭で説明し

- 1 各人の署名入りの同意書を保管する。
- 2 各人の同意の署名が記された調査票を保管する。

説明の具体的内容：

3 協力者が未成年の場合、成年者でも十分な判断力のない場合、又は病名に対する配慮が必要な場合などにおける対処方法。

- | | |
|----------------|--------------------|
| A 未成年者 | B 成年者でも十分な判断力のない場合 |
| C 成年者でも意識のない場合 | D 病名に対する配慮が必要な場合 |

具体的な対処方法：

（書面の写しを添付すること）

4 その他

4-3 研究・調査によって協力者に生じうる危険と不快に対する配慮

具体的に箇条書きで記し、それぞれに対する配慮の内容を記すこと。

5 備考

（注）紙面が足りない場合は、別紙に記入すること

様式3

異 議 申 立 書

年 月 日提出

尚綱学院大学長

様

研究責任者

所 属

職 名

氏 名 _____ ㊟

課題名：

年 月 日付の人間対象研究・調査倫理委員会の審査結果に異議がありますので、再審査を要
請いたします。

記

異議：

理由：

(異議の根拠となる資料を添付すること)

様式4

研究・調査 報告書

年 月 日

尚綱学院大学長

様

研究責任者

所 属

職 名

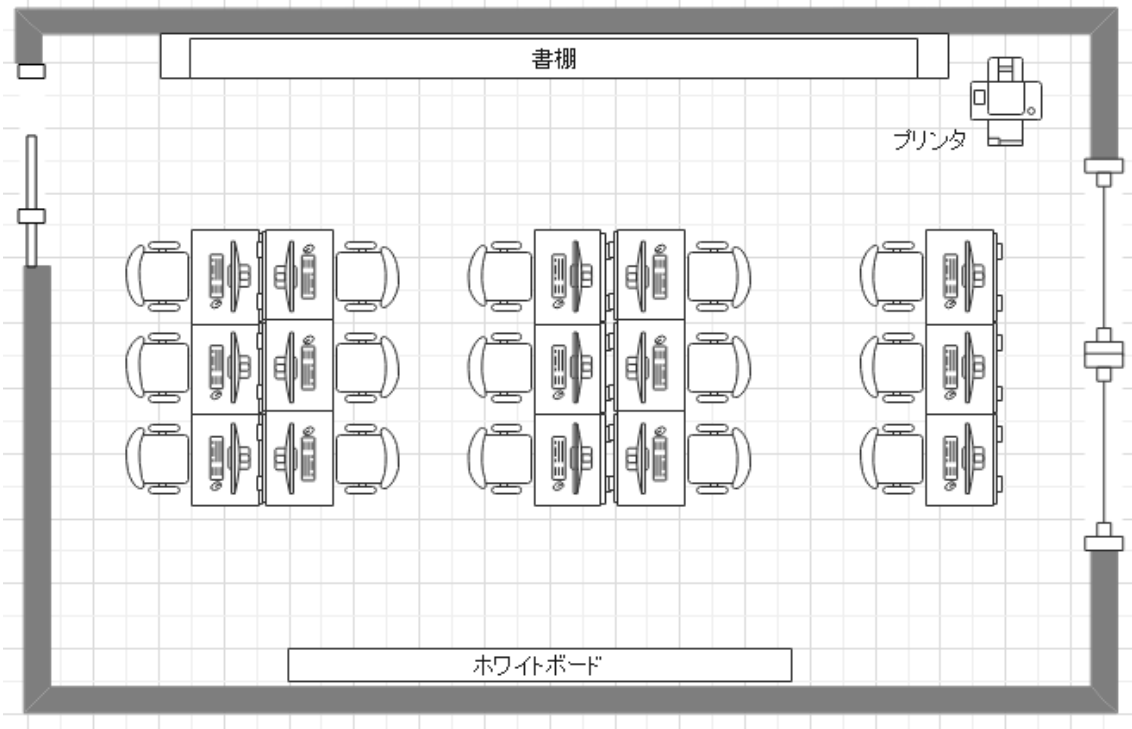
氏 名 _____ (印)

年 月 日付けで承認された以下の研究・調査課題は、研究倫理上の問題が生じることなく
終了したことを報告します。

記

1. 課題名：
2. 分担者：
3. 研究期間：
4. 審査結果通知書に記載された事項（条件付承認）への対応
5. 研究結果要旨（800字程度）

公共社会学専攻 院生室



【資料4】尚綱学院大学エコキャンパス宣言

尚綱エコキャンパス宣言

尚綱学院大学は、環境に配慮した持続可能な社会の形成に貢献するために、教育・研究をはじめとするあらゆる面で、全学的に環境配慮活動を実践し、エコキャンパスの一層の推進を目指すことを宣言します。

【環境理念】

環境問題を解決し、恵み豊かな地球を次世代に引き継ぐことは、いまや人類共通の重要課題となっています。今を生きる私たちには自らの責任を自覚し、積極的に行動することが求められています。

尚綱学院大学は、建学の精神にある「他者とともに生きる」の実現につながるものとして、環境問題の解決に寄与できる人材、持続可能な社会の形成に貢献する人材を育成することを本学の重要な使命と認識しています。

被災地にある大学として、「東北」が抱える問題を地域と連携して解決していくことができる人材を育成するとともに、常に環境に配慮しながら行動することができる「環境マインド」をもった人材を育成し、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けての取組を推進します。

また、教育研究をはじめとするあらゆる面における環境配慮活動や環境保全活動を公開し、エコキャンパスの構築を目指します。

【環境方針】

1. 環境マインドを持った人材の育成

総合人間科学部の特性を活かした教育活動と研究活動を行うとともに、環境教育プログラムを実施し、環境マインドの醸成を図ります。

2. エコキャンパスの整備

キャンパスの緑地保全や生態系の維持に努めるとともに、環境に配慮したエコ施設・設備の導入を推進します。

3. 地域・行政との連携

社会に対する環境啓発や活動を充実させ、持続可能な社会の実現に向けて大学としての社会的役割を果たします。また、行政、NPO、地域社会との連携を積極的に行い、協働体制を構築します。

4. 環境負荷の低減の推進

低炭素社会、循環型社会の実現のために「省エネルギー」「省資源」「グリーン購入」「廃棄物削減」「リサイクル」に積極的に取り組みます。

5. 環境マネジメントシステムの構築と公表

環境方針を達成するための環境目標を設定し、その実績を継続的に省みて改善を図ります。また、環境方針や活動報告書を公開します。

2017年6月5日
尚綱学院大学

【資料5】尚絅学院大学組織運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(副学長)

第2条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長の人数、選考、任務、任期、任命等については、別に定める。

(学長副学長会議)

第3条 本学に学長副学長会議を置く。

2 学長副学長会議の構成及び運営については、別に定める。

(大学運営会議)

第4条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するために大学運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議の構成及び運営については、別に定める。

(部)

第5条 本学に大学組織運営のため、所管分野に応じて次の部を置く。

- (1) 宗教部
- (2) 入試部
- (3) 高大接続推進部
- (4) 交流推進部
- (5) 教務部
- (6) 学生生活部
- (7) 進路就職部

2 各部に部長を置く。部長の選考、任期等については、別に定める。

(常任委員会)

第6条 前条第1項に定める部の所管事項に関する重要事項を専門的に審議、企画立案するために各部に常任委員会を置く。

2 前項に定める常任委員会の所管事項及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(特別委員会)

第7条 本学に学長の指示のもと、大学運営及び教育研究に関する特定事項を審議、調査するために、次の特別委員会を置く

- (1) 内部質保証委員会
- (2) 全学カリキュラム委員会
- (3) 教育開発推進委員会
- (4) 学生支援委員会

2 特別委員会の構成及び運営については、別に定める。

(図書館)

第8条 本学に図書館を置く。

2 図書館に館長を置く。図書館長の選考、任期等については、別に定める。

(センター)

第9条 大学学則第67条に基づき実施運営のため、第5条に定める部のもとに次のセンターを置く。

- (1) 国際交流センター
- (2) 教職課程センター

- (3) 情報システムセンター
- (4) 学習サポートセンター
- (5) 学生支援センター

2 各センターの構成及び運営については、別に定める。

(学群長)

第10条 大学学則第5条に定める教育組織である学群を統括するために学群長を置く。

2 選考、任期については、別に定める。

(学類長及び学科長)

第11条 大学学則第5条に定める学類に学類長及び学科に学科長を置く。

2 学類長及び学科長は、当該学類又は学科の教育運営を統括する。

3 選考、任期については、別に定める。

(研究科長)

第12条 大学院学則第5条に定める大学院の研究科を統括するために研究科長を置く。

2 選考、任期については、別に定める。

(学系)

第13条 大学学則第5条に定める教員組織である学系に学系長を置き、学長をこれに充てる。

2 学系に研究分野によって次に掲げる部門を置き、それぞれの部門に主任を置く。

- (1) 人文部門
- (2) 社会部門
- (3) 心理部門
- (4) 教育部門
- (5) 理工・自然部門
- (6) 健康栄養部門
- (7) 芸術・スポーツ部門
- (8) 教職課程部門

3 部門主任は、学長が各部門から指名する。部門主任の任期は、2年とし、2期を限度とする。

(学系協議会)

第14条 大学学則第57条に基づき教員に関する研究業績審査、人事、FDに関する事項を協議するために学系協議会を置く。

2 学系協議会の構成及び運営については、別に定める。

(研究機構)

第15条 大学学則第67条に基づき総合人間科学研究機構（以下「研究機構」という。）を置き、機構長に学

長をあてる。

2 研究機構に運営に関する事項は、別に定める。

(専門委員会等)

第16条 本学に運営会議の議を経て必要に応じて部、図書館及び学系協議会のもとに専門委員会を置くこ

とができる。

2 専門委員会の構成及び運営については、別に定める。

(臨時委員会)

第17条 本学は、運営会議の議を経て必要に応じ臨時委員会を置くことができる。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

尚絅学院大学・同女子短期大学部教授会組織規程は、2007年3月31日限り廃止する。
この規程は、2007年 4 月 1 日から施行する。

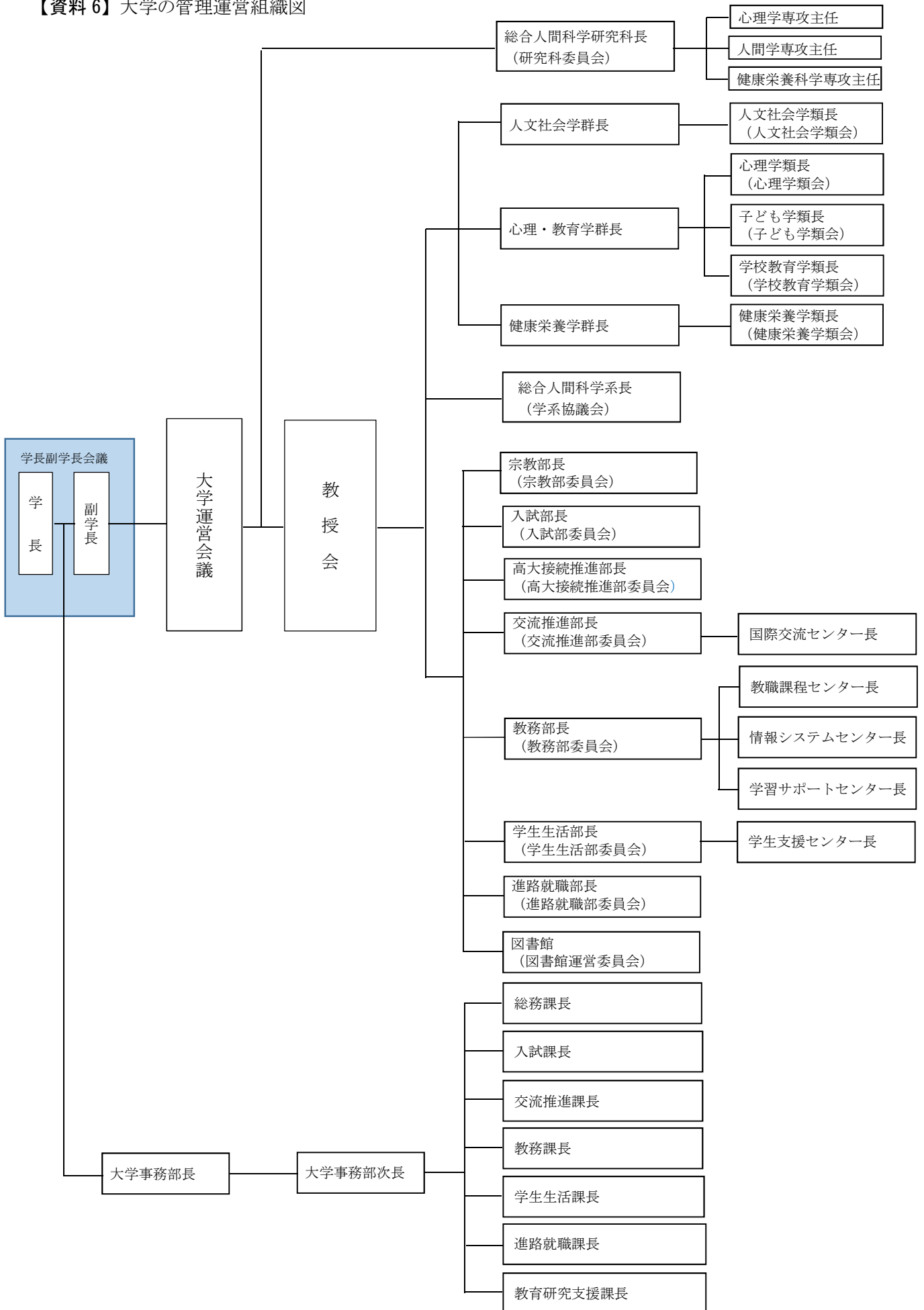
附 則

「尚絅学院大学・同女子短期大学部教授会組織運営規程」は、「尚絅学院大学教授会組織運営規程」と改称し、2009年4月1日から施行する。
この改正規程は、2011年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2012年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2014年 4 月 1 日から施行する。

附 則

「尚絅学院大学教授会組織運営規程」は、「尚絅学院大学組織運営規程」と改称し、2015年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2015年 10 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2016年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2018年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。
この改正規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。

【資料6】大学の管理運営組織図



【資料7】 尚絅学院大学学長副学長会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学組織運営規程第3条第2項に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の学長副学長会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 会議は、教育研究及び管理運営上の重要事項について審議し、学長の意思決定を支えることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、大学における管理及び運営における基本事項について審議する。

2 前項の他、次の事項を審議する。

- (1) 本学の予算の作成及び執行等に関する事項
- (2) 本学の中期計画及び年度計画等に関する事項
- (3) 本学の学則その他規程及び体制に関する事項
- (4) 人事の方針・計画に関する事項
- (5) 常任会への提案に関する事項
- (6) その他学長が必要とする事項

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（総括担当）
- (3) 副学長（教学担当）
- (4) 大学事務部長
- (5) 大学事務部次長
- (6) 総務課長
- (7) その他学長が、その都度必要と認める者

2 会議に議長を置き、学長をこれに充てる。

3 議長を補佐するために議長代行を置き、副学長（総括担当）をこれに充てる。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

(事務)

第6条 会議の事務は、総務課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長副学長会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

【資料8】尚絅学院大学大学運営会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学組織運営規程第4条第2項に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の大学運営会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 会議は、本学の教育研究に関する事項を審議することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する方針に関する企画・立案及び運営に係る事項
- (2) 教育研究に関する中期計画・年次計画及び運営に係る事項
- (3) 学則その他教育研究に係る規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) 教授会の議題整理及び運営に関する事項
- (8) その他教育研究に関する重要事項

(構成)

第4条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長（総括担当）
 - (3) 副学長（教学担当）
 - (4) 研究科長
 - (5) 宗教部長
 - (6) 入試部長
 - (7) 高大連携推進部長
 - (8) 交流推進部長
 - (9) 教務部長
 - (10) 学生生活部長
 - (11) 進路就職部長
 - (12) 図書館長
 - (13) 大学事務部長
 - (14) 経営管理部長
 - (15) 大学事務部次長
 - (16) 総務課長
 - (17) 学長が、その都度必要と認める者
- 2 会議に議長を置き、副学長（総括担当）をこれに充てる。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、原則として毎月1回開催する。

(事務)

第6条 会議の事務は、総務課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。

【資料9】尚絅学院大学学系協議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学組織運営規程第14条第2項に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の学系協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 協議会は、教員人事計画、教員人事に係る研究業績審査及びFDに関わる方針及び計画等を策定し、運営することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 年度の人事計画に関する事項
- (2) 専任教員の採用、資格審査に関する事項
- (3) 非常勤講師の採用等に関する事項
- (4) FDに関する事項
- (5) その他学系長が必要と認めた事項

2 前項に定める採用及び資格審査の手続き等に関する詳細は、別に定める。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学系長（学長）
- (2) 副学長（総括担当）
- (3) 副学長（教学担当）
- (4) 学系部門主任 各1名
- (5) 大学事務部長
- (6) その他学系長がその都度必要と認める者

2 協議会に議長を置き、学長をこれにあてる。

3 議長を補佐するために副議長を置き、副学長（総括担当）をこれに充てる。

4 議長は、議事の内容に鑑み、必要と認めた者の出席を求める場合がある。

(会議)

第5条 協議会は、議長が招集する。

2 議長に事故あるときは、副議長がその職務を代行する。

(細則)

第6条 前第3条の事業の実施に関する詳細は、別に定める。

(事務)

第7条 協議会に関する所掌事務は、教職員課が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

尚絅学院大学人事計画委員会規程は、2019年3月31日をもって廃止する。

この規程は、2019年4月1日から施行する。

。

【資料10】 尚絅学院大学常任委員会組織運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学組織運営規程第6条に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）常任委員会（以下「部委員会」という。）の所管事項を含む組織・運営について必要な事項を定めるものである。

(常任委員会の設置)

第2条 組織運営規程第5条に規定する部の所管事項に関して、専門的に審議し、企画立案するために、次の常任委員会（以下「部委員会」という。）を常設する。

- (1) 宗教部委員会
- (2) 入試部委員会
- (3) 高大接続推進部委員会
- (4) 交流推進部委員会
- (5) 教務部委員会
- (6) 学生生活部委員会
- (7) 進路就職部委員会

(所管事項)

第3条 部委員会は、別表に掲げる所管事項について審議する。

(構成)

第4条 部委員会は、別表に掲げる部長・委員をもって構成し、学長が任命する。

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて、委員を加えることができる。

(任期)

第5条 部長の任期は、別に定める。

2 委員（教員）の任期を2年とする。但し、再任を妨げないが連続2期を限度とする。

3 部長及び委員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 部委員会は、部長が招集し、議長となる。

2 部委員会は、定例で毎月1回開催する。

3 部長又は委員の過半数がその必要を求めた場合は、臨時で開催することができる。

4 部委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 部長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、報告または、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 部委員会の事務は、別表の主管事務が担当する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、部委員会の運営に必要な事項は、当該部委員会が定めるものとする。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

「尚絅学院大学・同女子短期大学部常任委員会組織運営規程」は、「尚絅学院大学常任委員会組織運営規程」と改称し、2011年4月1日から施行する。

この改正規程は、2013年4月1日から施行する。

この改正規程は、2014年4月1日から施行する。

この改正規程は、2015年4月1日から施行する。

この改正規程は、2017年4月1日から施行する。

この改正規程は、2019年4月1日から施行する。

この改正規程は、2021年4月1日から施行する。

別表

名 称	所管事項	構 成	主管事務	備考
宗教部委員会	①大学における学校礼拝に関する事項 ②大学における宗教活動に関する事項 ③宗教部の予算に関する事項 ④宗教部の設置目的上必要と認められるその他の事項	部長 1名 委員 人文社会学類3名及び各学類1名 ※部長は、委員を兼ねることができる。	総務課	
入試部委員会	①入学試験の企画立案に関する事項（入学試験実施要綱の作成） ②大学入試センター試験に関する事項 ③入学試験結果累計・分析等に関する事項 ④入試部の予算に関する事項 ⑤入学試験に関するその他の事項	部長 1名 委員 各学類1名、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	入試課（アドミッションズオフィス）	
高大接続推進部委員会	①学生募集の企画立案に関する事項 ②募集活動の情報収集・結果集計及び分析等に関する事項 ③高大接続に関する事項 ④高大接続推進部の予算に関する事項 ⑤学生募集に関するその他の事項	部長 1名 委員 各学類1名、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	入試課（アドミッションズオフィス）	
交流推進部委員会	①生涯学習事業に関する事項 ②大学教育開放に関する事項 ③自治体や地域、企業との連携・協定に関する事項 ④大学交流推進に関する事項 ⑤国際交流事業に関する事項 ⑥交流推進部の予算に関する事項 ⑦交流推進に関するその他の事項	部長 1名 委員 各学群及び各学科1名（兼任可）、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	交流推進課	
教務部委員会	①授業計画及び運営に関する事項 ②教育課程に関する事項 ③学籍及び卒業に関する事項 ④履修・試験及び成績に関する事項 ⑤資格課程に関する事項 ⑥教務部の予算に関する事項 ⑦教務に関するその他の事項	部長 1名 委員 各学類及び各学科1名（兼任可）、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	教務課	
学生生活部委員会	①学生の福利厚生に関する事項 ②学生の課外活動に関する事項 ③学生ボランティアに関する事項 ④奨学制度に関する事項 ⑤学生会活動の支援に関する事項 ⑥留学生の支援に関する事項 ⑦学生生活部の予算に関する事項 ⑧学生のオリエンテーションに関する事項 ⑨学生生活に関するその他の事項	部長 1名 委員 各学類及び各学科1名（兼任可）、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	学生生活課	
進路就職部委員会	①学生の進路・就職の企画立案に関する事項 ②進路に関係する授業科目の運営に関する事項 ③求人開拓に関する事項 ④学生の編入学及び進学に関する事項 ⑤進路・就職の情報収集集計及び分析に関する事項 ⑥進路就職部の予算に関する事項 ⑦進路・就職に関するその他の事項	部長 1名 委員 人文社会学類2名、その他の各学類及び各学科1名（兼任可）、担当課長 ※部長は、委員を兼ねることができる。	進路就職課	

【資料11】尚絅学院大学教授会規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則（以下「学則」という。）第56条第6項に基づき、尚絅学院大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

(招集者・議長)

第2条 教授会は、学長が招集し、副学長(総括担当)がその議長となる。

2 学長若しくは副学長が欠けたとき、又は事故があったときはあらかじめ教授会で定められた者が前項の職務を代行する。

(定例教授会)

第3条 定例教授会は、4月、5月、7月、9月、11月、1月、3月に開催するものとする。

(臨時教授会)

第4条 次の各号の一に該当する時は、学長は臨時教授会を開催するものとする。

- (1) 学長が必要と認めた場合
- (2) 構成員の3分の1以上が開催を要請した場合

(教授会の成立)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 休職者
- (2) 1ヵ月以上の休職者
- (3) 1ヵ月以上の出張者

(審議事項)

第6条 教授会は、学則第56条第4項第3号に基づき、同条同項第1号及び第2号に定めるもののほか、次の各号に掲げる教育研究に関する重要事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 将来計画及び中期目標・中期計画に関する事項
- (2) 学則及びその他の規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 教育課程及び履修方法に関する事項
- (4) 学生の転学、除籍及び懲戒による退学に関する事項
- (5) 学生の指導及び賞罰に関する事項
- (6) 教員の選考、任用、昇任及び進退に関する事項
- (7) 大学が行う評価の実施及び方法に関する事項
- (8) 予算配分方針に関する事項
- (9) その他大学教育研究に関する重要事項

(報告事項)

第7条 学長あるいは学長の指名する者は、次の各号に掲げる事項を教授会に報告する。

- (1) 大学運営会議の審議事項
- (2) その他の重要事項

(開催の通知)

第8条 学長は、教授会の招集にあたりあらかじめ議案、日時及び場所を構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項については、会議の際、出席した構成員の同意を得て議案に追加することができる。

2 構成員より議案を提出しようとする時は、あらかじめ学長に提案しなければならない。

(議事録)

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、次回の教授会においてその内容の確認をするものとする。

2 教授会の事務は、総務課で行う。

(細則等)

第10条 この規程に定めるものの他、教授会の議事及び運営に関する必要な事項は、別に定める。
(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2003年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2008年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2009年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2010年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2015年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2016年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2018年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。

【資料12】尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 尚絅学院大学学則第2条ならびに尚絅学院大学大学院学則第3条に基づき、本学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、学長及び第4項に定める委員で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、学長をこれに充てる。
- 3 委員長を補佐するために副委員長を置き、副学長（総括担当）をこれに充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

[教学系構成員の委員]

- ① 大学運営会議構成員
- ② 国際交流センター長
- ③ 情報システムセンター長
- ④ 学生支援センター長
- ⑤ 教職課程センター長

[事務系構成員の委員]

- ① 総務課
 - ② 入試課長
 - ③ 交流推進課長
 - ④ 教務課長
 - ⑤ 教育研究支援課長
 - ⑥ 学生生活課長
 - ⑦ 進路就職課長
 - ⑧ 企画課長
 - ⑨ 人事課長
 - ⑩ 管財課長
 - ⑪ 財務課長
- 5 その他、委員会が必要と認めたとき、委員を加えることが出来る。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は、その役職の在任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、本学の教育、研究、地域貢献に関する諸活動及び管理運営の状況に関し、尚絅学院自己点検・評価連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）との協議を経て、全学的な視点から点検・評価を行い、その結果を大学教授会に報告する。

- 2 点検・評価に関する年次報告書を作成し公表する。
- 3 その他、第三者による外部評価の実施に必要な作業を行う。

(点検評価の項目)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について扱う。

- (1) 本大学の理念及び目標に関すること

- (2) 教育研究組織に関する事
- (3) 教育活動に関する事
- (4) 研究活動に関する事
- (5) 地域貢献に関する事
- (6) 施設及び環境に関する事
- (7) 管理運営組織に関する事
- (8) 教員個人評価に関する事
- (9) 中期目標・中期計画に関する事
- (10) その他、委員会が必要と認める事

2 前項各号に掲げる事項の具体的な点検及び評価の項目は、委員会が定める。

(自己点検・評価専門委員会)

第6条 委員会に、具体的な専門的作業を行うため、自己点検・評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は次の各号に掲げる専門委員をもって組織する。

- (1) 委員会の副委員長
- (2) 委員長が委嘱した者

3 専門委員会委員長は委員会の副委員長をもってあてる。

(教員個人評価専門委員会)

第7条 委員会に、教員個人評価を行なうため、教員個人評価専門委員会を置く。その運用については別に定める。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、議長を含む出席委員の3分の2以上で可決することとする。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その報告または意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課が担当する。

(結果の活用)

第10条 学長は委員会の報告にもとづき、必要な事項について関係部門に改善を指示するとともに、報告内容の趣旨を教育研究活動及び管理運営等に反映させなければならない。

(評価の公表)

第11条 学長は、点検・評価の結果を、「自己点検評価報告書」にまとめ、公表するものとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

本規程は、2003年 4 月 1 日より施行する。

この改正規程は、2006年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2007年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2010年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2011年 7 月19 日から施行する。

この改正規程は、2012年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2013年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2016年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2018年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。

【資料13】尚絅学院大学FD・SD委員会規程

(目的)

第1条 尚絅学院大学（以下「本学」という。）教授会の教育研究活動の向上ならびに事務部の業務効率の向上・能力開発に関して、恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、FD（ファカルティ・ディベロップメント）・SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長2名
- (2) 各学科選出の委員 各1名
- (3) 事務部各課選出の委員 各1名

2 委員長は副学長（教学担当）をこれに充て、FD担当副委員長を兼務するとともに、SD担当副委員長を指名する。

3 第1項第2号に該当する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続2期を限度とする。

(役割)

第3条 委員会は、全学のFD・SD活動（以下「活動」という）が適正に行われるように、次の事項について審議するとともに、各年度における活動の推進に努めるものとする。

- (1) 活動の企画・立案・実施
- (2) 活動の評価
- (3) 活動に関する情報の収集と提供
- (4) 活動記録の作成
- (5) その他FD・SDに関連する事項

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

3 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長（委員長）の決するところによる。

5 FDまたはSDの専決事項については、委員会の同意を得、各副委員長のもとに運営することができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、教育研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、2003年4月1日から施行する。

この改正規程は、2007年 4 月 1 日から施行する。

この改正規程は、2012年 4 月 1 日から施行する。

第2条第1項第3号について、エクステンションセンターは当面除外する。

この改正規程は、2021年 4 月 1 日から施行する。

【資料14】尚絅学院大学教育開発推進委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尚絅学院大学学則第4条及び同第67条第2項並びに尚絅学院大学組織運営規程第7条第1項第2号に基づき、尚絅学院大学（以下「本学」という。）の教育開発推進委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 委員会は、全学的視点により教育の改善を図り、その充実及び高度化を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大学教育全般にわたる新しい教育システムの研究開発
 - (2) 本学における教養教育を含む教育課程に関する中期目標・中期計画
 - (3) 教育課程の編成方針及び調整
 - (4) リベラルアーツ教育やSTEAM教育、文理横断カリキュラム等の検討
 - (5) 高大接続教育、リメディアル教育、導入教育等の検討
 - (6) 教育課程外プログラムの研究開発
 - (7) ファカルティ・デベロップメント及び授業評価の検討
 - (8) 大学教育に関する情報の収集、保管及び発信
 - (9) その他委員会の目的達成に必要な事項
- 2 委員会は、必要に応じて自治体及び地元産業界等から意見聴取の機会を設けることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、前第1項各号に関連する案件について関連部署に提言する。
- 4 前第1項各号の事業結果について、教授会に報告する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教学担当）
 - (2) 教務部長
 - (3) 教務課長
 - (4) 総合人間科学系の人文・社会科学系分野（人文部門、社会部門、心理部門、芸術・スポーツ部門）から1名以上
 - (5) 総合人間科学系の自然科学系分野（理工・自然部門、健康栄養部門）から1名以上
 - (6) 委員長が必要と認める者
- 2 委員会に委員長を置き、副学長（教学担当）をもって充てる。
- 3 前第1項第1号、第2号及び第3号以外の委員は、委員長が指名し、その任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 委員会は、前第3条に掲げる事項の調査、検討のため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの代表者及び構成員は、教職員の中から委員長が任命する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、教務課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

この改正規程は、2011年4月1日から施行する。

この改正規程は、2013年4月1日から施行する。

この改正規程は、2015年4月1日から施行する。

この改正規程は、2016年4月1日から施行する。

尚絅学院大学教育開発支援センター規程は、尚絅学院大学教育開発推進委員会規程と改称し、2019年4月1日から施行する。